

## 宮城野区「おらほの公園草刈隊」実施要領

(平成20年8月22日区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、誰でも気軽に遊べる魅力ある公園として維持するための雑草問題を、行政と地域及び区民が連携・協働を図りながら解決していく上で、各公園に草刈・剪定等を行なう町内会、公園愛護協力会、企業等のボランティア団体組織（以下「ボランティア団体」という。）による「おらほの公園草刈隊」の結成を促すことを目的として、その実施に関する必要な事項を定めるものである。

(対象公園)

第2条 宮城野区（以下「区」という。）が管理する公園で、主に地区住民が利用する最も身近な街区公園の内、概ね4,000㎡以下の公園を基本とし、ボランティア団体による草刈・剪定等が実施されていない公園を対象とする。

(登録申込等)

第3条 「おらほの公園草刈隊」の活動を希望するボランティア団体は、別に定める登録申込書（様式1）を区長に提出するものとする。

2 区長は、登録申込書が提出された場合には、内容を審査し適切と認められる場合には、「おらほの公園草刈隊」のボランティア団体として登録し、認定書（様式2）を交付するものとする。

(覚書の締結)

第4条 区長は、前条の規定により登録した団体と、次の各号に掲げる事項の実施に関する覚書（以下「覚書」という。（様式3））を締結するものとする。

- (1) 草刈・剪定等の活動を実施する公園及び実施内容
- (2) 区の支援内容等

2 ボランティア団体は、前項の規定による覚書を締結する場合、その団体の会員名簿等（様式4）を添付するものとする。

(実施内容等)

第5条 ボランティア団体は、この実施要領及び覚書に基づき、必要な時期に草刈・剪定等の活動を実施するものとする。

2 ボランティア団体は、活動状況を毎年11月30日までに、活動報告書として区長に提出するものとする。

(ボランティア団体への区の支援)

第6条 区は、ボランティア団体の活動に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 仙台市市民活動保険への加入
- (2) 草刈機械等の貸出し、及び機械除草等に関する「おしかけ出前講座」の実施
- (3) 公園内に、ボランティア団体名称等の表示板設置
- (4) 燃料その他必要資材物品の貸与、支給
- (5) 雑草等の処理袋支給と回収

(実施細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。